

GIFU

岐阜県保全協会報

2003 / 第53号

平成15年1月1日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

HOZEN



あいさつ	年頭にあたって	(社)岐阜県産業環境保全協会理事長 中本貞実 … 1
		役員一同 … 2
		岐阜県健康福祉環境部環境局長 成原嘉彦 … 3
		岐阜市環境部長 久保田 弘 … 4

行政ニュース	「岐阜県廃棄物処理計画」の概要	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 5
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正について
		岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 10
		引越時に生じた廃棄物の適正処理について
		岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 12
		変圧器等重電機器から微量のPCBが検出された事案について(第2報)
		岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 13
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用上の疑義について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 15	
	岐阜市地下水保全条例について	
	岐阜県環境部環境管理課 … 17	

特集	わがまちの産業廃棄物問題と対策	本巣町長 鷲見隆男 … 20
		武芸川町長 山田憲幸 … 21

協会だより	小瀬洋喜氏(当協会前理事長)秋の叙勲受章・田中一郎氏(当協会理事)環境大臣表彰受賞・理事会(第2回～第4回)開催・新理事の紹介・新委員の紹介	22
		各委員会の開催・平成14年度第2回中部地域協議会の開催・産業廃棄物と環境を考える全国大会の開催
		…………… 23
		「廃棄物処理施設」の視察・「廃棄物処理法」法令実務者研修会の開催・「地球環境村ぎふフェア'02」の開催
…………… 24		
お知らせ	新規加入会員の紹介	…………… 25
	平成14年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」再追加開催	…………… 27
	講習会開催結果報告	…………… 27
編集後記	表彰要綱の一部改正について	…………… 28
	……………	…………… 30
	会員(企業)紹介	…………… 31

表紙写真「日の出」

御嶽山麓の雄大な日和田高原の夜明け。

有史以前よりくり返される夜明けの光景だけれど、いつも私たちに感動を与えてくれる。美しい風景、人に優しい環境、いつまでも……。 (日本風景写真協会 岐阜第一支部 二村岩夫)

年頭にあたって



理事長 中本貞実

明けましておめでとうございます。

平成15年の新春をお迎えし、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

顧みますと、去年は長引く不況での企業合理化により失業率上昇や所得減少で不安心理が増幅し、個人消費が冷え込んでデフレ経済が更に進み、わが国経済は大変厳しい年でありました。銀行の不良債権処理もなかなか進まず、なお、県内での大型倒産等で、その影響も非常に大きなものがありました。

本年も景気後退や雇用不安、所得減少等で国内景気も更に厳しい状況が続くと見られており、強力な政府の経済政策が期待される所です。

去年の内外ともに不安と暗いニュースが多い中で、日韓同時開催によるワールドカップで世界中が熱狂したことや、さらに、ノーベル物理・化学両賞のダブル受賞は、日本人で初めてと言う快挙でもありました。

県内で、私が住んでいます神岡町では、「スーパーカミオカンデ」におけるノーベル物理学賞を受賞された東京大学名誉教授の小柴昌俊先生の栄誉を県民ひとしくお喜び申し上げます。

21世紀の環境問題は、昨年、南アフリカで開かれた国連環境・開発サミットが「持続可能な開発」を目指すことで宣言がまとめられました。環境保護の問題と経済発展を両立させるカギは科学技術とも言われておりま

す。

こうした動きのなかで、国においても「循環型社会形成基本法」に向けて各種リサイクル関連法の制定や、廃棄物処理法等の改正がおこなわれ、資源循環型社会に向けて大きく動き始めております。県においても昨年10月に「岐阜県廃棄物処理計画」が策定され、一般廃棄物を含めた廃棄物全般について減量その他適正処理に関する計画をされたところであります。

これによりますと、廃棄物対策は、県民、事業者、行政が一体となって、廃棄物五原則「安全第一、公共関与、リサイクルの徹底、複合行政、自己完結」に基づいて取り組むことにより、「廃棄物の発生最小化」、「リサイクルの最大化」「廃棄物による環境負荷の最小化」を目指しております。

しかしながら、廃棄物に関し、処理施設の不足やそれに伴う不法投棄の多発などの問題が地域において様々な混乱を招いているのが実情です。今後は、産業廃棄物問題を全県民的課題として産、官一体となって対処し、豊かな自然環境と快適な生活環境を将来の世代に引き継いで行くことができる社会を構築すべき決意を新たにします。

本年も会員の皆さんはじめ関係各位の一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

頌 春

年頭にあたり平素のご協力を深く感謝申し上げます

平成十五年元旦

理事長	中本貞実	理事	砥上忠久
副理事長	清水正靖	〃	長尾勇
〃	後藤利夫	〃	野々村清
理事	天池和義	〃	野村清晴
〃	臼井清三	〃	三浦茂
〃	粥川長司	〃	水谷重雄
〃	木村虎男	〃	森憲一
〃	清水道雄	〃	山村けい
〃	杉山博之	監事	佐藤敏一
〃	鈴木兼利	〃	山口繁
〃	高井信夫		事務局
〃	竹中靖	専務理事	林杉雄
〃	田中一郎		

就任ごあいさつ



岐阜県健康福祉環境部環境局長
成原 嘉彦

明けましておめでとうございます。

昨年10月の異動で、岐阜県健康福祉環境部環境局長を拝命いたしました成原でございます。本誌面をお借りしまして一言ご挨拶申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、環境保全行政とりわけ産業廃棄物処理行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、貴協会におかれましては、会員相互の連携も密に非常に躍動感ある活動がなされており、これらの活動を通じて廃棄物行政に多大なるお力添えをいただいていることに、深く感謝申し上げます。

さて、近年の環境問題は、大量の廃棄物の発生、生活排水による水質汚濁などの地域的な問題から、地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模の問題に至るまで、解決しなければならない課題が多く存在しております。

これらの問題を解決していくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄といった20世紀型の社会・経済の仕組みを根底から改め、21世紀型の循環を基調とした持続可能な社会に変えていくことが必要であります。

このため、国においては、個別リサイクル法の制定、廃棄物処理法の改正が行われております。

岐阜県におきましては、平成13年5月、「協働」、「共存」、「循環」、「地球環境の保全」の4つを基本目標とした「岐阜県環境基本計画」を策定し、県民、事業者、行政の三者が環境問題を自らの問題として認識し、環境に配慮した責任ある行動をとるという「協働」をすべての施策の前提として位置づけており、三者の協働により循環型社会の実現が可能であると考えております。

また、廃棄物問題に関しましては、引き続き、廃棄物対策五原則（「安全第一」、「公共関与」、「リサイクルの徹底」、「複合行政」、「自己完結」）を基本に据えて、各種施策を積極的に推進し、ごみの減量化やリサイクルの推進及び廃棄物の適正処理などに取り組んでいくこととしております。

今後も、県民の皆様、事業者、行政の協働のもと美しく豊かで、快適な環境を保全し、美しいひだみのづくりに努めて参りたいと考えております。

貴協会におかれましても、旧来にも増して、その役割、責任の重みを認識いただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご活躍を祈念しまして挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ



岐阜市環境部長 久保田 弘

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、岐阜県産業環境保全協会の皆様方には、廃棄物処理行政にご理解とご協力を賜り、とりわけ産業廃棄物の適正処理につきまして、格別のご尽力をいただきまして誠にありがとうございます。

昨年を振り返ってみますと、本市の環境行政において、地下水保全条例の制定、環境フェア等のイベントによる廃棄物減量対策への市民意識の高揚、環境都市宣言など様々な課題に、関係諸機関のご協力により着実に市民の支持を得ながら取り組みをさせていただきました。また、一昨年10月市役所自らISO14001の認証を取得して行政活動全般にわたる環境への負荷の低減を行う継続的な改善を実践し、行政経営システムの一環として、市民や事業者とともに環境保全に取り組んでおります。

本市としましても4月1日施行の地下水保全条例に基づき地下水の安全対策を確保すると共に、汚染地区の調査及び汚染源確定調査を引き続き行い、土壌浄化対策とテトラクロロエチレン等使用事業場の調査を実施してまいります。また、環境都市宣言の骨子のとおり自然の持つ復元力を超える地球規模での汚染や環境破壊を市民一人ひとりが日常生活や社会活動をみなおすことにより環境に対して負荷の少ない、健全で持続可能な社会を構築するため積極的な行動を起こさなければなりません。

21世紀を迎え環境問題は、次世代のために環境を守り、資源の節約をはかり、持続的な

発展を維持してゆくことが出来る社会への構造転換をはからなければなりません。

こうした中で各種リサイクル法の制定や、廃棄物処理法の改正が行われ、産業廃棄物の適正処理の推進がはかられています。本年におきましても自動車リサイクル法、ダイオキシン類対策特別措置法等の具体的な運用が図られる状況となっています。

産業廃棄物の処理施設がひっ迫状況にあり、廃棄物の発生抑制そして適正処理に対する社会的関心が高まるなか、産業廃棄物処理施設設置の必要性が新たに求められる施設を公共関与のもと段階的に実施していかなければならないと考えております。

さらに情報化の時代に対応し、廃棄物に関する様々な情報を積極的に提供する仕組みの構築し、市民の廃棄物処理に対する関心を高めていきたいと思っています。循環型社会形成推進基本法により廃棄物の発生抑制が位置付けられ、排出事業者の責任が強化されたことにより、専門的知識を持つ貴協会の皆様方の資源化・減量化に対する取り組みが今ほど期待される時はありません。

排出事業者・処理業者・市民・行政が互いにその役割を認識し、責任を果たすことが、21世紀の循環型社会構築のために重要なことであると考えております。

最後になりましたが、今後とも格別のご協力をお願いするとともに貴協会の益々のご発展と会員皆様方のご多幸とご活躍を心からお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

「岐阜県廃棄物処理計画」の概要

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

岐阜県では、これまで、廃棄物に減量、リサイクルの目標を定めた岐阜県廃棄物処理マスタープラン産業廃棄物編及び同一般廃棄物編をそれぞれ平成10年度、平成11年度に策定し、平成15年度を目標年度として減量化等に取り組んできたところですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正に伴い、平成12年度の実態を調査し、平成13年5月に国が策定した「基本方針」に即し、新たに廃棄物全般についての「廃棄物処理計画」を策定しましたので、産業廃棄物に関する部分を中心に概要を紹介します。

1 計画の目的

当県では、「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を環境面から推進するため、岐阜県廃棄物対策五原則「安全第一、公共関与、リサイクルの徹底、複合行政、自己完結」に基づき、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し協働して取り組むことにより、「廃棄物の発生の最小化」、「リサイクルの最大化」、「廃棄物による環境負荷の最小化」を目指すとともに、資源循環型社会の実現に向けた施策の一層の推進を図ります。

2 計画の期間

平成14年度を初年度とし、平成18年度を中間目標、平成23年度を長期目標とします。なお、今後の社会経済情勢やリサイクル意識の浸透などによって廃棄物を取り巻く環境が大きく変化することも予想されるため、必要に応じて適宜見直しを図ります。

3 産業廃棄物の発生量及び処理量の現状

(1) 種類別発生量

平成12年度における岐阜県の産業廃棄物の推定発生量は5,245千トンで、前回調査と比較すると10.9%減少しています。

種類別発生量は、有機性汚泥が1,438千トン（27.4%）と最も多く、次いで家畜ふん尿1,230千トン（23.5%）、がれき類952千トン（18.1%）となっています。

(2) 産業廃棄物の処理状況

県の平成12年度の産業廃棄物の処理状況は、農業系廃棄物を除く産業廃棄物(4,710千トン)が、焼却、脱水等で減量化された量は2,001千トン(49.8%)、資源化された量は1,507千トン(37.6%)、最終処分された量は388千トン(9.7%)となっています。

また、中間処理の段階で県外で処理された量は117千トン(2.9%)となっています。

(3) 処理状況の推移(農業系廃棄物を除く)

産業廃棄物の処理状況の推移は、前回(平成8年度)調査と比較すると、資源化量は構成比で6%増加し、減量化量(焼却、脱水等の中間処理されて減量化された量)は3%減少しています。一方、最終処分量は3%減少しています。

○産業廃棄物の処理状況の推移(農業系廃棄物を除く)

(単位：千t)

区 分	平成8年度			平成12年度		
		構成比%	指数		構成比%	指数
発 生 量	4,710	100	100	4,013	100	85
資 源 化 量	1,457	31	100	1,507	37	103
減 量 化 量	2,656	56	100	2,118	53	80
最 終 処 分 量	597	13	100	388	10	65

(出典：H12年度産業廃棄物実態調査)

注) 減量化量には県外での中間処理量を含む。

4 産業廃棄物の発生量及び処理量の見込み

平成8年度実績に比べて、発生量は減少していますが、以下の理由により、発生量は今後増加に転じるものと考えられます。

- 下水道事業の進捗に伴う有機性汚泥の増加
- 高度成長期の建築物の老朽化に伴う建て替え等によるがれき類の増加
- 製造業等から発生する廃棄物の経済動向により増加に転じる可能性

5 産業廃棄物の減量化の目標

(1) 発生量については、全体の発生量の増加が見込まれますが、平成23年度までの増加率を国が示す12%に抑制します。

② 資源化量については、平成12年度は国の実績(平成9年度 41%)を下回っており、平

成23年度までに国の設定する資源化率に達するために47%に設定し、資源化量に算定しました。

- ③ 最終処分量について、県の平成12年度の最終処分率は国の平成9年度の16%を下回っています。

国は平成22年度の目標値を平成9年度最終処分量約50%にすることとしていることから、県においても、平成23年度の目標値を平成8年度実績（597千トン）の50%の量である299千トンとしました。

○産業廃棄物の減量化の目標（農業系廃棄物を除く）

（単位：千t）

区 分	平成12年度実績			平成18年度目標			平成23年度目標		
		構成比%	指数		構成比%	指数		構成比%	指数
発 生 量	4,013	100	100	4,257	100	106	4,500	100	112
資 源 化 量	1,507	37	100	1,811	43	120	2,115	47	140
中間処理による減量	2,118	53	100	2,102	49	99	2,086	46	98
最 終 処 分 量	388	10	100	344	8	89	299	7	77

6 廃棄物の減量その他適正な処理に関する基本的事項

(1) 産業廃棄物の施策の基本的役割分担

産業廃棄物については、排出した事業者の責任において適正に処理することとされています。

県は、県内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な施策を実施します。

(2) 県民、事業者、市町村及び県の主体的役割

①県民の役割

- 廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り廃棄物を分別して排出する等、廃棄物の減量に努めます。
- 県や市町村が実施するごみに関する各種施策に積極的に協力し、排出抑制と再資源化に努めます。
- 地域の清潔保持に努めるとともに、不適正処理の通報等について、市町村及び県への協力を努めます。また、土地の所有者はその土地において廃棄物の不適正処理が行われないよう適正な管理に努めます。

②事業者の役割

- 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正な処理に努めるとともに、廃棄物の再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めます。
- 製品の製造にあたっては、ごみが発生しにくい製品、長期使用可能な製品、再資源化しやすい製品の開発、製造に努めます。
- 販売にあたっては、ごみになりにくい製品や長期使用可能な製品を積極的に取り扱い、また過剰包装をやめて簡易包装に努めます。

③市町村の役割

- 住民及び事業者にごみの発生抑制、排出抑制、再資源化の推進への取り組みを指導・啓発、支援を行います。
- 必要であると認められる場合、一般廃棄物の処理と併せて産業廃棄物の処理を行います。
- 環境教育・環境学習の推進やごみ減量、再資源化についてのアイデアや意見を聴取したり、情報提供に努めます。

④県の役割

- 県内の産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように、必要な措置を行います。
- 県民及び事業者にごみの発生抑制、排出抑制、再資源化の推進への取り組みを指導・啓発、支援を行います。
- 廃棄物処理計画を策定し、計画の達成のために必要な措置を講じます。

7 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 処理施設の整備

産業廃棄物の適正処理を確保し、産業の健全な発展を図るため、高度な処理レベルによる安定した処理施設の整備を促進します。

(2) 地球環境村推進構想の推進

県では、県内における廃棄物の適正処理の確保等を図るため、岐阜県廃棄物対策五原則に基づく「地球環境村」推進構想を進めています。

「地球環境村」とは、安全で安心できる廃棄物処理・リサイクル施設を核として、周辺に健康、福祉・医療、生涯学習、文化スポーツ等の施設を複合的・有機的に整備することにより、良好な生活環境や自然環境の保全・創出及び地球環境への負荷の減少を図ることを目的とする地域をいい、公共関与によりモデル施設として整備するものです。

県内の5圏域において、地域と一体となって、地域の特色を生かした施設整備を目指しています。

8 廃棄物の不適正処理の防止体制

廃棄物の不法投棄、野焼き等の不適正処理事案が悪質化、巧妙化しています。

また、交通網の発達、整備に伴い、不法投棄事案が益々広域化し、加えて隣県の廃棄物監視体制の強化や産業廃棄物税の導入により、多量の廃棄物が県外から県内へ流入することが懸念されます。

こうした不適正処理の防止については、早期発見、早期対応が重要ですが、廃棄物処理法において立入権が県職員にしか認められていないため、当県では、地域に密着した早期対応を図ることを目的として、市町村職員を県職員に併任し、立入権を付与する制度を創設しました。

また、「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」に基づく県民総ぐるみ体制で監視活動を実施し、悪質な事案に対して告発を行う等、迅速かつ厳正な対応により「日本一の不適正処理対策」を目指します。

9 資源循環型社会形成に関する事項

(1) 循環型社会形成推進の基本体系

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型経済社会から脱却し、基本原則の3R（廃棄物の発生抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル）を促進して循環型社会を形成することが人間社会の持続的発展のために求められています。

平成12年6月、循環型社会形成を推進する枠組法として、「循環型社会形成推進基本法」が制定され、これに併せて、廃棄物処理法の改正や個別のリサイクル関連法が制定、改正され、循環型社会形成に向けた法制度の整備が大きく前進しました。

(2) 岐阜県の循環型社会形成のための基本方針

当県では、平成13年8月30日、県民、事業者、行政が協働して、県民総ぐるみで取り組む組織として、「岐阜県循環型社会形成推進協議会」が全国で初めて設置されました。当協議会では、廃棄物を全て循環資源としてとらえ、協働体制により、徹底した3Rを促進し、循環型社会の実現に向けた運動を展開します。

また、県庁内部の推進体制として、「岐阜県循環型社会形成推進連絡会議」を設置し、関係課（室）の役割分担を明確にし、全庁で横断的に推進しています。

この協議会と連絡会議の連携を図ることにより、岐阜県の循環型社会の実現を目指します。

廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令の一部改正について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

ダイオキシン法に基づく特定施設から排出される廃棄物等及びジクロロメタンによる洗浄施設等から排出される廃棄物の特別管理産業廃棄物への追加等を内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令」（以下、「改正政令」という。）が平成14年10月23日に公布され、平成15年4月1日から施行されることになりました。

以下に、その概要を紹介します。

なお、改正に関する運用事項等については、改正政令に基づく省令及び告示の改正の際に通知される予定です。

改正の内容

1. 改正の趣旨

(1) ダイオキシン類関係

現在、廃棄物の焼却炉において生じた燃え殻、ばいじん、廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設において生じた汚泥のうち、一定濃度以上のダイオキシン類を含むものが特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物）とされており、そのままでの埋立の禁止などの処分基準が定められている。

今回、その他のダイオキシン類対策特別措置法の特定施設又は特定施設を有する工場、事業場から排出される一定濃度以上のダイオキシン類を含む廃棄物を特別管理廃棄物とし、焼却炉から排出されるばいじん等と同様の処分基準等を適用すべく、政令を改正したものである。

(2) ジクロロメタン関係

現在、水質汚濁防止法の特定施設等のうち一定の施設、工場、事業場において生じた一定濃度以上のジクロロメタンを含む廃棄物が特別管理産業廃棄物とされているところであるが、平成12年にジクロロメタンによる洗浄施設及びジクロロメタンの蒸留施設が水質汚濁防止法の特定施設に追加されたことを受けて、これらの施設又は施設を有する工場、事業場において生じた一定濃度以上のジクロロメタンを含む廃棄物を特別管理産業廃棄物とすべく、政令を改正したものである。

2 改正の概要

(1) ダイオキシン法に基づく特定施設から排出される廃棄物の特別管理一般廃棄物への追

加

- 廃棄物焼却炉であるダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン法」という。）の特定施設（廃ガス洗浄施設を有するもの）のみならず、廃棄物焼却炉であるダイオキシン法の特定施設（廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設又は灰貯留施設を有するもの）を有する工場又は事業場において生ずる汚泥であってダイオキシン類を一定濃度以上含むものを、特別管理一般廃棄物とした（第1条第6号及び別表第1の3の項関係）。
- (2) ダイオキシン法に基づく特定施設から排出される廃棄物等の特別管理産業廃棄物への追加
- 排出ガス規制の対象となるダイオキシン法の特定施設のうち、製鋼用電気炉及びアルミ合金製造用焙焼炉等から生ずるばいじんであって、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの等を特別管理産業廃棄物とした（第2条の4第5号ワ及び第10号関係）。
 - 廃棄物焼却炉であるダイオキシン法の特定施設（廃ガス洗浄施設を有するもの）から生ずる汚泥のみならず、排水規制の対象となるダイオキシン法の特定施設（硫酸塩パルプ製造用塩素漂白施設等）を有する工場又は事業場から生ずる汚泥、廃酸又は廃アルカリであって、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの等を、特別管理産業廃棄物とした（第2条の4第5号ン及び第11号関係）。
- (3) 特定の埋立処分方法が定められている特別管理産業廃棄物の追加
- 埋立処分を行う場合にはあらかじめ環境省令で定める基準に適合することとされている廃棄物として、特別管理産業廃棄物に追加された廃棄物を追加した（第6条の5第1項第3号ソ及びツ関係）。
- (4) 産業廃棄物処理施設の追加
- ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設を設置に際し許可が必要な産業廃棄物処理施設に追加した（第7条第9号関係）。
- (5) ジクロロメタンによる洗浄施設等から排出される廃棄物の特別管理産業廃棄物への追加
- ジクロロメタンによる洗浄施設（水質汚濁防止令別表第1第71号の5）から生じる廃油を特別管理産業廃棄物に追加した（別表第3の17の項関係）。
 - ジクロロメタンによる洗浄施設又は蒸留施設（水質汚濁防止令別表第1第71号の5及び第71号の6）を有する工場又は事業場から生じる汚泥等であって、ジクロロメタンを一定濃度以上含むものを特別管理産業廃棄物に追加した（別表第5の11の項関係）。
- (6) その他所要の規定の整理を行った。

引越時に生じた廃棄物の適正処理について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

環境省から引越廃棄物（引越時に生じた廃棄物）の取扱いについては、下記の事項のとおりである旨の通知がありましたので、お知らせします。

引越時に生じた廃棄物の適正処理について

1. 引越時に生じた廃棄物については、引越業務を受託した事業者（以下「引越事業者」という。）が廃棄物の処理まで受託し、自らが排出事業者として当該廃棄物の処理を行う取扱いが一部みられるが、あくまで当該廃棄物について不要と判断した依頼者（引越を行う事務所等の事業者）が、当該廃棄物の排出事業者となる。
2. また、事務所等事業活動由来の廃棄物については、当該廃棄物の性状に照らし、一般廃棄物又は産業廃棄物に該当する。したがって、引越事業者が当該廃棄物の処理を受託する場合には、一般廃棄物については一般廃棄物処理業の許可を、産業廃棄物については産業廃棄物処理業の許可をそれぞれ取得している必要がある。
また、当該廃棄物が産業廃棄物に該当する場合には、排出事業者が処理を委託する際には委託契約書及び産業廃棄物管理票の交付等が必要となる。
3. 2. で述べたとおり引越時に生じた廃棄物については、許可等を取得した者でなければ収集運搬を行うことはできないことから、当該廃棄物について引越事業者に安易に処理を委託することのないよう、また引越事業者が処理を受託することのないよう区域内の事業者及び引越事業者に対し適宜の方法で周知をお願いする。
4. なお、古紙、空き缶及び空き瓶等もっぱら再生利用の目的となる廃棄物を収集運搬する場合又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条又は第9条の特例が認められている場合については、当該特例の範囲内で収集運搬を行っても差し支えない。

変圧器等重電機器から 微量のPCBが検出された事案について (第2報)

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

○平成14年10月17日、(社)日本電機工業会から環境省に変圧器等の微量PCB検出に関する調査及び情報提供(中間報告)がされました。

(社)日本電機工業会からの報告は次のとおりとなっています。

①微量PCB検出事例について

平成14年9月30日までに11社(うち7社は今回新たに報告)から、新たに280台(7月12日発表分と合わせると合計412台)の微量検出事例があった。

②PCB微量混入の可能性について

新たに1社について微量PCB混入の可能性を完全には否定できないことが判明した。

③サンプル調査状況について

環境省が協力要請した微量PCBの混入可能性に関する調査及び過去の微量PCB検出事例に関する調査について、年内を目途に調査結果をとりまとめ、原因解明についての検討結果を年度末までに報告する予定である。

なお、今回新たに報告された8社(参考)については、関連ユーザーに対し遅滞なく情報提供を行うとともに、上記と同様のスケジュールで調査の実施、とりまとめを行う。

○環境省の対応は次のとおりとなっております。

(社)日本電機工業会に対しては、引き続きこれまでの環境省からの協力要請に対して適切に対応いただくようお願いしたところであるが、これまで報告のない新たな検出事例(7社)があったことを踏まえ、今回の報告内容について吟味し、(社)日本電機工業会及び関係各社のヒアリングを実施した上で、環境省として必要な具体的対応を検討する。

○PCBの検出事例があった社及び混入の可能性が否定できない社の一覧表は次の通りです。

	PCBの検出事例があった社	PCB混入の可能性が否定できない社
平成14年7月12日 時点で判明していたもの	指月電機製作所 東富士電機製造 北陸電機製造 三明電機製造 舎	愛知電機製作所 高岳電機製造 中北電機製造 東富士電機製造 北陸電機製造 舎
今回新たに判明したもの	愛知電機製作所 高岳電機製造 中北電機製造 東富士電機製造 北陸電機製造 舎	東光電機製造 気

注) 富士電機、北陸電機製造は重複

○廃棄物処理法及びPCB特別措置法における取扱いは次のとおりとすることとしています。

- 事業者にあつては、変圧器等の重電機器の使用を終え、廃棄しようとする場合には、重電機器メーカー及び日本電機工業会から提供される変圧器等の重電機器へのPCB混入の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該廃重電機器のメーカーに対

して、PCB混入の可能性の有無について確認することとされたいこと。

- 事業者によっては、廃棄しようとする変圧器等の重電機器についてPCBの混入が確認された場合には、廃棄物処理法第12条に基づき、PCB廃棄物として適正に保管等の処理、当該事業場に特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないほか、PCB特別措置法第8条に基づき知事に対して保管等の届出をしなければならないこと。

- 事業者によっては、重電機器メーカーからの情報により、微量のPCBの混入の可能性を完全に否定できないとされる変圧器等の重電機器を廃棄しようとする場合は、PCBが含有されないことが確認されるまでの間は、当該廃重電機器をPCB廃棄物と同様に適正に保管されたいこと。

なお、PCB含有の確認については、当該廃重電機器のメーカーに対して問い合わせることが考えられること。

(参考)

今回、該当のある重電機器メーカーのユーザー対応窓口は、別添のとおりです。

*** ユーザーからの問い合わせ窓口 ***

企業名	部門	担当者	TEL	FAX	メール	ホームページ
愛知電機(株)	総務グループ	丹羽	0568-35-1121	0568-35-1242	nwa.tsuoyoshi@adkk.co.jp	http://www.aichidenki.jp/
(株)指月電機製作所	品質保証室	丸岡 綱川	0120-888-453	0798-72-1702	pcb@shizuki.co.jp	http://www.shizuki.co.jp/
(株)ダイヘン	生産管理部 環境管理センター	沼野	06-6390-5513	06-6308-6417	numano@daihen.co.jp	http://www.daihen.co.jp
(株)高岳製作所	総務部(広報)	伊田 和藤	03-4284-5700	03-4284-5750	e_center@notes.takaoka.co.jp	http://www.takaoka.co.jp/ Kankyuu/Kankyoo_index.html
中国電機製造(株)	営業本部 産業・温水器営業部 産業担当	岡山	082-286-3426	082-286-3420	a000423@pnet.gr.energia.co.jp	http://www.gr.energia.co.jp/chuki
(株)トーヘン	技術営業部門	鈴木	03-3732-6311	03-3735-9136	msuzuki@tohen.co.jp	http://www.tohen.co.jp/
(株)東芝	社会インフラシステム社 企画部	栗田	03-3457-4117	03-5444-9336	jslpcb@dx.toshiba.co.jp	http://www3.toshiba.co.jp/sic/pcb/toi_760/.htm
東光電気(株)	電力システム社 企画業務部	小日向 章野	03-3457-3705	03-5444-9183	takashiz.nishikawa@toshiba.co.jp	http://www.tokodenki.co.jp/
東北電機製造(株)	営業総括グループ 営業部(仙台営業所)	佐藤	022-267-0881	022-264-4392	tadao.satou@tem.co.jp	http://www.tem.co.jp/
日新電機(株)	品質保証センター(本社工場)	加藤	022-364-2162	022-364-0390	kiechirou_katou@tem.co.jp	http://www.nissin.co.jp/ what/2002/20021018-pcb.html
(株)日立製作所	配電機器エンジニアリングセンター 品質・環境・安全センター 微量PCB対策室	樫井 越智、中山	022-364-2163	022-364-2511	kazuo_b_sakurai@tem.co.jp	http://www.hitachi.co.jp/ Prod/1-support/pcb/index.html
富士電機(株)	IR・広報グループ	井上、浅井 山本	075-864-8913	075-864-8431	ern@ml.nissin.co.jp	http://www.fujielectric.co.jp/ highlight/high04set.html
北陸電機製造(株)	電機システム事業部 環境管理センター	小杉	075-864-8849	0294-36-8357	ir@ml.nissin.co.jp	http://www.fujielectric.co.jp/ news-020829.html
三菱電機(株)	広重PCB検出変圧器対策室 24H受付のコールセンター 営業部 営業部 <2000kVA以下> お客様窓口 <2000kVA以上> お客様窓口	橋本 小倉 藤山、平 武田、大森 高島、山口 尾上、南里	03-5435-7399	03-5435-7480	kamyouse_kokubu@pis.hitachi.co.jp	http://www.hokurikudenki.co.jp/ corporate/eco/index.html
(株)明電舎	品質管理部 品質管理課	有馬	042-585-0724	076-475-1841	meitrans@trans.mei.melco.co.jp	http://www.meidensha.co.jp/pages/corp05/index.html

廃棄物の処理及び 清掃に関する法律の適用上の疑義について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

廃プラスチック類や紙くず等の混合物が選別・破碎されたものに関する疑義について、青森県から照会があり、環境省が回答した事例がありましたので、お知らせします。

〈事案〉

本県黒石市の山間部に事業地を設けているA社（無許可業者）は、平成13年4月ころから8月ころにかけて、事業地内に首都圏から排出された産業廃棄物に該当する廃プラスチック類や紙くず等の混合物を首都圏の中間処理業者が選別・破碎したもの（以下「混合物」という。）を搬入し、約2万立方メートルを保管と称して野積みしていた。

A社は、これらの混合物を固形燃料化施設において、ボイラー用の燃料として固形燃料を製造しているが、製造された固形燃料は粗悪品であり、販売されることなく放置されている状態である。

本県では、A社に対し、当該混合物を撤去するよう指導したところ、A社は、「混合物は、ボイラー用の固形燃料の材料として買ってきているので有価物であり、廃棄物ではない。」と主張している。

〈質問〉

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであるとされている（平成12年7月24日衛環第65号）ところ、本件混合物については下記事項に照らし総合的に判断して、全体として廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物に該当すると解して良いか。

・当該物の性状

当該物は、首都圏の排出事業者から産業廃棄物として排出されたビニールシート、空袋、発泡スチロール又は紙切れ等を中間処理業者が破碎・選別したにすぎず、様々な種類のプラスチックや紙切れが混合状態で放置されており、通常廃棄物とみられるものと外形上何ら変わりがないこと。

• 排出の状況

当県において、A社に混合物を売却した首都圏の中間処理業者数社の調査を行ったところ、中間処理業者は、排出事業者から産業廃棄物として処理を請け負ったものを単に破碎・選別したのみで混合状態で排出していること。

• 通常の見取り形態

通常、廃棄物として排出された廃プラスチック類であって、様々な性状のものが混合している場合には、それをそのままの形で原料として使用することは困難とされている。これは、おなじプラスチックであっても、ポリエチレン、ポリプロピレン又は塩化ビニール等様々な種類があり、これらはそれぞれの特性を有していることから、混合状態のままでは再製品化することは困難であるからである。これらプラスチックを製品の原料として使用できるようにするためには、当該再製品化の目的にあわせて、同一性状のプラスチックに選別した上で、破碎するなどの中間処理が必要であり、単に破碎・選別しただけでは、製品としての取引価値が出るとは考えにくい。現に、産業廃棄物として排出されたプラスチックの再生利用率は、排出量全体の22%にとどまっているのが現状である。

本件混合物は、これら様々な性状のプラスチック及び紙切れが不可分一体で混合されており、そのままの形で取引価値があるとは考えられない。

また、A社は、有価物と称して本件混合物を購入している形式をとっているものの、本件混合物を固形燃料化施設において、一部を固形化燃料として製造しているものの、固形化燃料自体が粗悪品であり、販売実績も使用実績もなく、事業場に放置されていることからしても、当該物が製品の原料とも言い難い状況にある。

• 取引価値の有無

当事者の真意及び実際の取引状況については不明ながら、A社は首都圏の中間処理業者から1トン当たり、千円～2千円程度で購入したことになる。運搬は誰が行っているか不明であるが、運搬費は販売価格の10倍程度必要である。

• 占有者の意思

A社は、「廃棄物の中から素材の良いものを厳選して購入してしている。」と主張するものの、当該事業地において無造作に野積されている状況にあり、社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思は廃棄物を放置しているものと解されること。

[環境省回答]

貴見のとおり解して差し支えない。

岐阜市地下水保全条例について

岐阜市環境部環境管理課

1 はじめに

地下水は、一般に水質が良好であり水温の変化が少ないことなどから水資源として高く評価されています。また、河川等のかん養源としてもその存在は非常に重要です。

当市は、飲料水の全てを地下水と長良川の伏流水に依存しており、市民が生活していく上で地下水はなくてはならないものです。また、地下水は飲用水だけではなく、工業用水や農業用水などにも広く利用されています。

このように、地下水は市民の生活及び経済活動上重要な役割を果たしており、この貴重かつ限りある資源である地下水を今後も守り続け、次世代に受け継いでいかなければなりません。

そのために当市では、平成14年6月に地下水の総合的な保全を目的とした「岐阜市地下水保全条例」を制定いたしました。

2 地下水保全条例の概要

この条例は、主に地下水のかん養の促進、適正な地下水の利用、地下水汚染の未然防止を図ることにより地下水を保全していくことを目的としています。この条例の概要は次のとおりです。

第1章 総則

- **目的** この条例は、市民にとって貴重かつ限りある資源である本市の地下水を汚染から守り、かん養を図ることによって、市民の健康及び生活環境を保護するとともに、秩序ある事業活動の促進を図ることを目的とする。
- **市、事業者、地下水を揚水する者及び市民の責務** 市は、地下水及び土壌（以下「地下水等」という。）の保全に関する施策を講じ、市民、事業者及び地下水を揚水する者は、市の施策に協力しなければならない。

第2章 地下水のかん養

- **地下水のかん養についての努力項目** 市長は、森林の保全、道路等の整備に関する雨水浸透技術の導入等を行うことによって、また市民、事業者及び地下水を揚水する者は、敷地内において緑化の促進等を行うことによって、地下水のかん養の促進に努めるものとする。

第3章 地下水の利用

- **揚水設備に関する届出** 揚水設備を設置する者は、その設置について市長に届け出て、毎年、年間地下水揚水量を市長に報告しなければならない。揚水設備について変更、承継等があった場合も市長に届け出なければならない。
- **工事による地下水及び公共用水域への影響防止** 地下水影響工事等を行う工事施工者はその施工について市長に届け出て、工事周辺地区の地下水の水質及び水位に影響を与えないように配慮しなければならない。そしてその工事により生じた汚濁水を公共用水域へ排出する場合は、浄化してから排出しなければならない。
- **市長の命令権限** 市長は、工事施工者が地下水の水質若しくは水位に影響を与えた、又は公共用水域を汚濁させた場合は、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- (注) • 揚水設備とは、動力により地下水を揚水する設備で、その吐出口の内径及び能力が規則で定める基準以上のものをいう。
- 地下水影響工事等とは、建築物の建築その他の工事及び砂利採取で、地下水の水質又は水位に影響を及ぼすおそれがあるものをいう。
 - 汚濁とは、水質について、規則で定める基準に適合しないことをいう。

第4章 汚染の防止

- **汚染防止のための事業者の責務** 対象物質を取り扱う事業者は、対象物質を適正に管理し、事故等による地下水等の汚染が発覚した場合は、直ちに市長に報告し、汚染原因の究明、汚染拡大防止措置を行わなければならない。
- **自主検査** 事業者は対象物質について、汚染が発生していないかどうかを確認するために、地下水又は土壌の自主検査を定期的に行うものとする。
- **市長の命令権限** 市長は、事業者が事故等に対して地下水等の汚染拡大防止措置を講じない場合は、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- (注) • 対象物質とは、人の健康又は生活環境を害するおそれがある物質として規則で定めるものをいう。
- 汚染とは、地下水又は土壌について、対象物質の濃度が規則で定める基準を超えることをいう。

第5章 地下水汚染対策本部

- **地下水汚染対策本部** 市長は、地下水等の汚染が明らかになり、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがある場合は、「岐阜市地下水汚染対策本部」を設置し、その

対策を講ずる。

第6章 雑則

- **市長の責務** 市長は、地下水等の汚染を知ったときは、直ちに公表しなければならない。また定期的に地下水の水質及び水位を監視しなければならない。
- **地下水の飲用等** 地下水を飲用のために揚水する者は、その設備を適正に管理するように努めなければならない。

第7章 公表及び罰則

- **公表** 市長は、条例の規定について市長の指導に対して正当な理由なく従わなかった者があるときは、公表することができる。
- **罰則** 市長の命令を受けたにもかかわらず、その命令に全く従わなかった者は罰金に処する。

なお、この条例が施行されるのは平成15年4月1日です。また経過措置として、既設の揚水設備に関する届出は平成15年9月30日までに届け出ることとなっています。

条例の詳細及び届出・報告様式は、岐阜市ホームページのトピックス欄「岐阜市地下水保全条例について」で閲覧取得できます。

URL : <http://www.city.gifu.gifu.jp/sb5.html>

わがまちの産業廃棄物問題と対策

わがまちの廃棄物処理と リサイクル事業



本巣町長 鷺見隆男

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理において格別のご支援ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本町は安土・桃山時代の茶匠「古田織部」の生誕の地であり岐阜県北西部、本巣郡のほぼ中央に位置しております。北部は本巣郡根尾村、東部は山県郡美山町及び伊自良村並びに岐阜市に、南部には本巣郡糸貫町に西部は揖斐郡谷汲村及び大野町に接し面積は51.25平方キロメートルと南北に長く人口は約8,600人の町です。また、平成16年2月には本巣郡根尾村、糸貫町、真正町との3町1村での市町村合併により「本巣市」という新たな市に生まれ変わります。

さて本町の廃棄物処理におきまして産業廃棄物等につきましては本町で操業しておりますセメント工場で石炭灰や廃タイヤ等の廃棄物を高温焼却をすることでセメント製造過程における燃料、原料の再利用をしております。また、食品関連事業者から排出された食品廃棄物や木くずを堆肥などにリサイクルし循環型社会の構築をもとに廃棄物の再利用に貢献

したいと考えている企業もあります。しかしこれらの事業は将来的にも必要不可欠な事業ではありますが、事業を行う上で地元住民との話し合いが不可欠であり、住民の日常生活の支障にならないことが大切であると考えます。

近年、地球規模の環境問題が大きく取り上げられ、社会問題となっております。

その中でも、廃棄物処理行政を取りまく環境は、廃棄物の多様化による処分量の増加と厳しい状況であり、本巣町における年間ごみ処理（収集）量は、年々増加している状況であります。

このような状況下で本巣町は、可燃ごみは、1市19町村で構成する西濃環境整備組合で処理しておりますが、粗大ごみは、焼却炉及び一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準をみたす最終処分場の設置がなく、やむなく民間業者に処理を委託しています。

現在、粗大ごみ等の広域処理を目指し、もとす広域連合事務局を中心にした粗大ごみ等処理検討プロジェクトチームを設置し、住民と行政の協働により、ごみの減量・分別対策の広域化を基本に、地域分散型のストックヤードの整備、粗大ごみの広域処理施設・最終処分場の建設に向け調査研究を重ねております。

また、面積の70%以上が山林である本町では、ごみの不法投棄も日ごとに増加するため、不法投棄監視パトロールを行い、清潔で美しい町づくりを目指しています。

最後になりましたが、廃棄物の適正処理のため、貴協会のご指導をお願いするとともに、貴協会のますますのご発展と会員皆様のご活躍を祈念申し上げます。

わがまちのごみの減量化と 資源化の取り組み



武芸川町長 山田 憲 幸

新年あけましておめでとうございます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には輝かしい新春を、ご家族お揃いでお迎える事とお喜び申し上げますとともに、日頃より、生活環境の保全と廃棄物の適正処理につきまして、格別のご支援ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本町は岐阜県のほぼ中央、中濃地域の西部に位置し、総面積28.31km²、人口は約6,800人、岐阜市、関市、美濃市に隣接し、交通及び社会的条件に大変恵まれており、東海北陸自動車道美濃インターまで6 kmと近く、先端技術産業をはじめとする生産性の高い優良企業の進出も見られ、将来的にも発展が見込める有利な立地にあります。まちづくりの基本理念を「豊かで表情のある武芸川らしい町づくり」とし21世紀にふさわしい、心温まる武芸川町の発展のために、そこに住む人々が大きな誇りと満足を持ち、同じ町民として自覚の持てる町づくりを行い、町民はもちろんのこと、町を訪れた人々も「武芸川らしさ」をすぐ感じ取ることができる、そんな一味違った、温かみのある町づくりに取り組んでおります。

さて、現在本町においての一般廃棄物処理

は可燃・不燃ゴミにつきましては、「中濃地域広域行政事務組合」の清掃センターで処理をしており、昨年12月より新たにダイオキシン対策を配慮した流動式ガス化溶融炉によるゴミ焼却施設が稼動しており、本年3月には、リサイクルセンターも完成の運びとなり、広域を中心とした「循環型ゴミ行政」を推進しております。

本町のゴミ減量化対策としては、武芸川女性会の購入するボカシの購入費用（一袋あたり50円）に助成、生ゴミ堆肥化容器購入（1基目3,000円、2基目5,000円）生ゴミ処理機の購入費用に対しては1/3（30,000円限度）を助成し、ゴミの減量化も図っております。また、家庭から出る生ゴミの減量化とともに、再資源化のためにPTA、婦人団体等の実施する紙類、瓶類、缶類等の資源回収に対して奨励金（1 kgあたり5円）を交付するとともに、容器包装リサイクル法に基づく分別収集を、7項目に分け全地区を対象に月1回実施しております。

このように、町民・行政が一体となり廃棄物に対する意識の高揚を図り、それぞれの責任において環境への負荷を少しでも軽減できるよう施策を推進する必要がある、私たちの日々の暮らしを支えている農業や工業はよい環境があってこそ成り立ち、環境が破壊されると近い将来、経済活動全体が行き詰まる恐れがあり、環境汚染が経済活動を防げつつあることを認識し、各種施策を推進しております。終わりになりましたが、本町における廃棄物処理を円滑に行うためにも引き続き貴協会の指導をお願い申し上げますとともに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご活躍を祈念申し上げます。

小瀬洋喜氏(前理事長)秋の叙勲受章



当協会の前理事長小瀬洋喜氏が勲三等旭日中綬章(教育研究功勞)を受章されました。

田中一郎氏(当協会理事) 環境大臣表彰受賞



当協会の理事田中一郎氏(日本環境㈱代表取締役社長)が平成14年度生活環境改善事業功勞者として栄えある

環境大臣表彰を受賞されました。当協会は第4回理事会において記念品を贈りそのご榮譽をお祝いしました。

平成14年度第2回理事会開催

平成14年度第2回理事会(書面表決)が平成14年8月5日(月)に開催されました。

この理事会は「新規加入会員の承認について」開催されたもので、正会員9名、賛助会員9名が全理事の賛同を得て承認されました。

平成14年度第3回理事会開催

平成14年度第3回理事会(書面表決)が平成14年10月21日(月)に開催されました。この理事会は「新規加入会員の承認について」開催されたもので、正会員4名、賛助会員4名が全理事の賛同を得て承認されました。

平成14年度第4回理事会開催

平成14年12月9日(月)午前11時から岐阜市内の「ウエルサンピア岐阜伊吹の間」において

本年度第4回理事会が開催されました。この理事会においては、次の議案が審議されいずれの議案も全員一致で原案どおり可決されました。

- 第1号議案 平成14年度 収支補正予算について
- 第2号議案 (社)岐阜県産業環境保全協会表彰要綱の一部改正について
- 第3号議案 役員を選任について
- 第4号議案 委員会の委員構成について
- 第5号議案 新規加入会員の承認について



新理事の紹介

平成14年12月9日開催の第4回理事会において、理事、賛助会員西濃地域産業廃棄物処理推進協議会会長澤田



義弘氏が退任され、後任会長の砥上忠久氏(写真)が新理事に就任されましたのでご紹介します。

新委員の紹介

平成14年12月9日開催の第4回理事会において、委員会の構成員である賛助会員団体の代表者の異動があり、総務委員会委員の、恵那地域産業廃棄物処理推進協議会会長吉村裕氏が退任され、後任会長の小林直樹氏が、新委員に選任され、また、西濃地域産業廃棄物

処理推進協議会会長澤田義弘氏が退任され、後任会長の砥上忠久氏が新委員にそれぞれに選任されましたので、ご紹介します。

平成14年度第2回研修指導委員会開催

(10月25日午前10時30分から)

1. 「廃棄物処理法」法令実務者研修会の開催について
2. その他

平成14年度第3回広報編集委員会開催

(11月13日午前10時30分から)

1. 「ぎふ保全協会報」第52号の発行について
2. 「ぎふ保全協会報」第53号の編集方針について
3. その他

平成14年度第2回総務委員会開催

(11月21日午後1時30分から)

1. 社団法人岐阜県産業環境保全協会表彰要綱の一部改正(案)について
2. その他

平成14年度 第2回中部地域協議会の開催

平成14年10月22日(火)15時より平成14年度第2回中部地域協議会が(社)全国産業廃棄物連合会専務理事大塚元一様出席のもとに三重県四日市市内のザ・プラトンホテルにおいて開催されました。

当協会からは田中一郎適正処理委員長、林杉雄専務理事、今木昭彦事務局長が出席しました。会議では次の議題について協議されました。

①(社)全国産業廃棄物連合会事業と諸情報

- ②中部地域協議会の事業運営中間報告
- ③各協会から提供された資料説明
- ④中部4県の共通する問題の協議
- ⑤災害発生時のがれき、残骸等の処理支援体制について
- ⑥その他情報交換

産業廃棄物と環境を考える 全国大会の開催

産業廃棄物処理許可業者、排出事業者等への啓発、研修、マニフェストの管理、産廃情報ネット及び不法投棄等不適正処理防止対策など、産業廃棄物の適正な処理(リサイクルを含む。)の推進を目的とする3団体「(社)全国産業廃棄物連合会・(財)日本産業廃棄物処理振興センター・(財)産業廃棄物処理事業振興財団」が共同して、開催されました。

1. 日時：平成14年12月6日(金)
2. 場所：大阪府中央区難波5-1-60
南海サウスタワーホテル大阪

大会の前に環境大臣表彰受賞式典が行われ当協会理事の田中一郎氏(日本環境(株)代表取締役社長)が受賞されました。引き続き(社)日本経済団体連合会環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会長、鹿島建設(株)副社長庄子幹雄氏の講演と「循環型社会の構築に向けた取り組みについて」パネルディスカッションが行われました。



「廃棄物処理施設」の視察

研修指導委員会では、平成14年度研修事業として、視察研修会を10月23日(水)、66名(バス2台)の参加を得て次のとおり行いました。
視察先

1. 木材開発(株) 京都工場
木くずリサイクル工場
京都市伏見区横大路千両松町45-1-2
- 巖本金属(株) 愛知川工場
金属くずの中間処理工場
滋賀県愛知郡愛知川町長野字葦原397



「廃棄物処理法」法令実務者研修会の開催

(11月19日午後1時30分から)

標記研修会を岐阜県水産会館において次により開催しました。

参加者は124名(正会員、賛助会員、その他)。

研修会は県の廃棄物対策課から講師をお願いし、廃棄物処理の現状、改正廃棄物処理法、廃棄物処理法のポイント等について詳しく説明されました。

- ・「廃棄物処理の現状」について
講師：不適正処理対策室長 安藤 敏昭氏

- ・「廃棄物処理法及び廃棄物の処理委託」について

講師：廃棄物対策課技術主査 塚田 尚弘氏

- ・「廃棄物の適正処理」について

講師：廃棄物対策課技術主査 児山 知典氏



「地球環境村ぎふフェア'02」の開催

平成14年10月12日(土)午前10時より午後4時まで「地球環境村ぎふフェア'02」が岐阜市内岐阜アリーナにおいて盛大に開催されました。

同フェアは廃棄物のリサイクル思想の普及啓発や、地域と一体となった廃棄物処理体制の整備を目指す「地球環境村」構想のPR等を行うことを目的に開催されたもので、主な行事として「一日遊んでリサイクル」をテーマに、リサイクル体験コーナー、行政等展示コーナー、リサイクルフリーマーケット、飲食屋台等も設けられ、また、会場に設けられたステージでは仮面ライダー龍騎ショーが開かれるなど大変多くの方に人気を博していました。

当協会も協賛し、会員の皆様のご協力を得まして「ちびっ子クイズ」を開催し、正解者に対して賞品としてゴム風船、花の種を配布しリサイクル等の啓発普及に努めました。好天に恵まれたこともあり、大勢の親子連れで賑わい、特にゴム風船は子供達に大変好評で私たちにとりましても大変楽しい1日でした。

新規加入会員の紹介

平成14年度第3回理事会を平成14年10月21日（書面表決）開催し新規入会員が承認されました。

【正会員】

会 員 名 住 所	代 表 者 名 電 話 番 号	業 の 区 分	備 考
青木工業有限会社 〒501-0105 岐阜市河渡5-96-1	代表取締役 青木 克安 ☎058-253-3329	収集運搬業	
有限会社加納メンテナンス 〒505-0122 可児郡御嵩町顔戸713-1	代表取締役 加納 藤子 ☎0574-67-7008	収集運搬業	
ノハラ工業有限会社 〒503-2409 揖斐郡池田町舟子359-1	代表取締役 野原 重則 ☎0585-45-2410	収集運搬業 中間処理業	
吉城産業株式会社 〒506-1133 吉城郡神岡町大字数河川原334-2	代表取締役 角田 久人 ☎0578-2-4467	中間処理業 許可申請中	

【賛助会員】

会 員 名 住 所	代 表 者 名 電 話 番 号	団 体 構 成 員 数	備 考
カイイングストリーズ株式会社 〒501-3992 関市小屋名1110	代表取締役 遠藤 宏治 ☎0575-28-3131	/	
カネカ食品株式会社 〒501-6121 羽島郡柳津町佐波4990	代表取締役 加藤 輝子 ☎058-279-0297	/	
株式会社金山カヤバ製作所 〒509-1605 益田郡金山町戸部4350-130	代表取締役 柴田 和宏 ☎0576-35-2201	/	
株式会社郷鉄工所 〒503-2122 不破郡垂井町表佐字大持野58-2	代表取締役 大森 繁夫 ☎0584-22-1122	/	

平成14年度第4回理事会を平成14年12月9日開催し次のとおり新規入会員が承認されました。

【正会員】

会 員 名 住 所	代 表 者 名 電 話 番 号	業 の 区 分	備 考
農事組合法人清見コンポストセンター 〒506-0105 大野郡清見村大字三ツ谷2260-2	組 合 長 福野 幸夫 ☎0577-68-2764	収集運搬業 中間処理業	

協会だより

会 員 名 所	代 表 者 名 号 電 話 番 号	業 の 区 分	備 考
小林良治（大東カッター工業所） 〒508-0036 中津川市東宮町7-12	☎0573-65-6370	収集運搬業	
有限会社ティーエムハンズ 〒197-0022 東京都福生市本町22 サンライズビル	代表取締役 山口 徳 之 ☎042-530-7117	収集運搬業	
平沼弘治（三光金属商会） 〒507-0828 多治見市三笠町3-48	☎0572-22-1634	収集運搬業	
株式会社ホーク 〒501-3928 関市西田原1342-2	代表取締役 鷺 見 隆 ☎0575-22-5236	中間処理業	
株式会社松野組 〒501-0223 本巣郡穂積町穂積1330	代表取締役 松 野 守 男 ☎058-327-3200	収集運搬業 中間処理業	

【賛助会員】

会 員 名 所	代 表 者 名 号 電 話 番 号	団 体 構 成 員 数	備 考
有限会社真和洋行 〒500-8358 岐阜市六条南3-6-18 辻ビル1階	代表取締役 池 田 敦 ☎058-275-4686	/	
東海産廃経営診断協会岐阜県支部 〒503-2214 大垣市赤坂新田1-108 大野経営事務所内	岐阜県支部長 大 野 実 雄 ☎0584-71-4711	12社	

参 考 会 員 の 移 動 状 況

会員区分	8月5日現在	入 会 数	退 会 数	12月9日現在	増 減
正 会 員	345	10	3	352	7
賛助会員	118	6	0	124	6
特別会員	2	—	—	2	—
合 計	465	16	3	478	13

お 知 ら せ

平成14年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」再追加開催について

平成14年度再追加開催各種講習会の会場及び日程は下記の通りです。

○産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規処分課程）

開催地	開催期日	申込先（受付機関）／電話番号
千葉	平成15年2月24日(月)～2月27日(木)	(社)千葉県産業廃棄物協会 TEL 043-246-9581
大阪	平成15年2月25日(火)～2月28日(金)	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL 06-6943-4016

○特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規処分課程）

開催地	開催期日	申込先（受付機関）／電話番号
東京	平成15年2月24日(月)～3月1日(土)	(社)東京産業廃棄物協会 TEL 03-3499-6106

注) 今回の処分課程の開催は、処分課程のみの受講者と、併せて収集運搬課程を受講希望される方に受講頂けます。よって、収集運搬課程のみの受講希望者は、現在実施されております収集運搬課程を受講して下さい。

○特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催地	開催期日	申込先（受付機関）／電話番号
東京	平成15年2月18日(火)	(社)東京産業廃棄物協会 TEL 03-3499-6106

※講習会の受講申し込みは、各会場とも定員になり次第締め切りますので、お手数ですが電話にて受講を希望する会場の受付機関（開催県の産業廃棄物協会）に必ず受付状況を確認のうえ、申請書を郵送または持参して下さい。

平成14年度10月～12月までの産業廃棄物処理関係各種講習会開催結果報告

標記講習会が岐阜県県民ふれあい会館において開催され、開催状況は次のとおりです。

・産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 （更新・収集運搬課程）

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
10月8日	70	105	4	101

・産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 （更新・処分課程）

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
10月8日～9日	50	52	0	52

・産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 （新規・収集運搬課程）

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
11月26日～27日	70	94	0	94

・産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 （新規・処分課程）

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
11月26日～29日	50	72	2	70

社団法人岐阜県産業環境保全協会表彰要綱の一部改正について

平成14年12月9日の理事会において、以下の通り改正されましたのでお知らせします。

改正前

- 1. 趣旨**
産業廃棄物業務に従事する者で、生活環境の保全等に尽力し、他の模範となるものに対し、表彰するものとする。
- 2. 表彰対象**
現に、社団法人岐阜県産業環境保全協会（以下「協会」という。）の構成員又は構成員の従業員であること。
- 3. 表彰の時期**
表彰は、毎年度開催する通常総会において行うものとする。
- 4. 表彰基準**
理事長は、構成員等で次の各号の一に該当するものについて、表彰するものとする。
(1) 産業廃棄物業務に15年以上従事し、若しくは50歳以上のもの（表彰する年度の4月1日現在）であって生活環境保全に尽力して他の模範となる者
(2) 産業廃棄物業務について、創意工夫を行い業務能率の増進に寄与した者
(3) 重大な災害を未然に防止し、又は災害に際し功労があった者
(4) 協会の構成員で、産業廃棄物処理の模範となり、産業廃棄物関係業界及び協会の発展に寄与した者、企業又は団体
- 5. 推薦**
被表彰者の推薦は、被表彰者が協会の構成員の従業員である場合はその代表者、協会の構成員である場合は理事2人以上の推薦によるものとする。
- 6. 推薦調書 別紙のとおり**
- 7. 被表彰者の決定**
被表彰は、推薦のあった者について社団法人岐阜県産業環境保全協会理事会の選考を経て決定する。
(平成2年9月21日理事会承認)

この要綱の一部を改正し、平成9年12月15日より適用する。

改正後

- 1. 目的**
この要綱は、社団法人岐阜県産業環境保全協会（以下「協会」という。）が、産業廃棄物業務に従事する者で、生活環境の保全等に尽力し、他の模範となるものに対し、表彰することを目的とする。
 - 2. 表彰の種類、表彰対象者及び表彰基準**
表彰の種類、表彰対象者及び表彰基準は次のとおりとする。
- | 種類 | 表彰対象者 | 表彰基準 |
|--|-------------------|---|
| ① 関連業界育成等功労表彰
*改正前の4.(4)
*優良事業所表彰
*新設 | 役員、委員、会員及び従業員 | 産業廃棄物の模範となり、産業廃棄物関係業界及び協会の発展に寄与した者、企業又は団体 |
| ② 優良従事者表彰
*改正前の4.(1) | 正会員 | 産業廃棄物処理創業後10年以上で、産業廃棄物について他の模範となり、業界の発展に寄与した企業 |
| ③ 優良従事者表彰
*改正前の4.(1) | 正会員の役員・従業員及び協会の職員 | 産業廃棄物業務に15年以上従事し、若しくは50歳以上で通算10年以上に尽力して他の模範となる者 |
| ④ 創意工夫功労表彰
*改正前の4.(2) | 会員・会員の役員及び従業員 | 産業廃棄物について、創意工夫を行い業務能率の増進に寄与した者、企業又は団体 |
| ⑤ 災害防止功労表彰
*改正前の4.(3) | 会員・会員の役員及び従業員 | 重大な災害を未然に防止し、又は災害に際し功労があった者、企業又は団体 |

注1) 全ての年数については、表彰する年度の4月1日現在であること。
2) 団体の会員については、役員・会員の役員及び構成員（構成員の役員及び従業員は除く）を対象とする。
3) ②③優良事業所表彰については、既に上位団体の表彰（社団法人全国産業廃棄物通合会優良事業所表彰又は地方優良事業所表彰）を受賞している場合は原則として対象者から除く。

3. 表彰の時期

同 左

• 改正前の「4. 表彰基準」は「2. 表彰の種類、表彰対象者及び表彰基準」に記載

4. 推薦

同 左

被表彰者の推薦は、被表彰者が協会の役員、委員及び会員である場合は理事1名以上、協会の会員の役員及び従業員又は協会の職員である場合はその代表者の推薦によるものとする。

5. 推薦調書 別紙のとおり……変更あり

6. 被表彰者の決定

同 左

(平成2年9月21日理事会承認)

この要綱の一部を改正し、平成9年12月15日より適用する。
この要綱の一部を改正し、平成14年12月9日より適用する。

改正後

表彰候補者推薦調書

ふりがな 氏名	生年 月 日			明・大・昭 年 月 日		年齢	性別	男・女
	推薦順位							
現住所	(〒)							
企業(団体等)名	C							
所在地	企業(団体等)における役職名							
産業廃棄物 業務従事年数	年	月	から	年	月	まで	従事 (月)	
産業廃棄物業務 に係る許可等	年 月 日 (従事年数; 年)							
表彰の種類 : 該当に丸印を 付すこと	①関連業界育成等功労 ②優良事業所 ③優良従事者 ④創意工夫功労 ⑤災害防止等功労							
功績・功勞の 概要(具体的に) (必要に応じ別紙)							
刑罰の有無							
行政処分歴の有無							
その他 (表彰歴等)							
上記の者を、社団法人岐阜県産業環境保全協会表彰要綱に基づき候補者として推薦します。								
平成 年 月 日								
推薦者 推薦者								
社団法人 岐阜県産業環境保全協会 理事長 様								

注1) 必要のない欄は斜線を引いて下さい。
注2) 推薦者については、理事名又は、企業(団体等)名・代表者をご記入下さい。

改正前

表彰候補者推薦調書

ふりがな 氏名	生年 月 日			明・大・昭 年 月 日		年齢	性別	男・女
	推薦順位							
本籍地	(〒)							
現住所	会社名							
会社の従業員 の場合	所在地							
産業廃棄物 業務従事年数	年	月	から	年	月	まで	従事 (月)	
産業廃棄物業務 に係る許可等	年 月 日 (従事年数; 年)							
表彰の区分: 丸印	・永年勤続功労 ・創意工夫功労 ・災害防止等功労 ・関連業界育成等功労							
功績があったと 認められる事項 (必要に応じ別紙)							
刑罰の有無							
行政処分歴の有無							
その他 (表彰歴等)							
上記の者は、社団法人岐阜県産業環境保全協会表彰要綱基準に該当すると認められるので推薦します。								
平成 年 月 日								
推薦者 推薦者								
推薦者 推薦者								
社団法人 岐阜県産業環境保全協会 理事長 様								

個人経営者の場合(お問い合わせ) ①「会社の従業員の場合」欄は、空欄として下さい。
② 推薦者は、本協会理事2名以上として下さい。

編集後記

明けましておめでとうございます。

元日に昇る朝日は、新しい年を迎えた感懐から清らかで美しく感じられ、なにとはなしに厳かな気持ちとなり朝日に向かい思わず手を合わせてしまいます。

去年は、景気の低迷、政治の貧困とまさに社会的システムの危機を感じた年でしたが今年こそは、朝日のように輝きに満ちた一年であってほしいものです。

先般こんな記事を目にしました。岐阜県生まれで世界的な植物学者に三好 学博士がおられます。三好博士は「私達の人生は、無数の生命の支えなくしてはありえない その恩恵に感謝し、自然と共に生きていく心をもて」と近代化を急ぐ日本にあって「貴重な自然を守れ！」と環境保護をこの岐阜の地から第一声を発せられたそうです。

私達が子供のころ、どの川も本当にきれいでした。川面からガラス箱ですみきった川の中をのぞくと、流れに向かってハエやモロコなど群をなして泳いでいた、水草も川の流れに気持ちよさそうになびいている、そんな自然の美しさのなかで生活してきた思いがある。懐かしいものである。しかしながら私達を取り巻く環境も日本の急成長と共に、大きく変わり社会的な問題となり世界中で論議されるまでになってしまいました。まさに物質文明の末期状況といえるのではないのでしょうか。私達は、三好博士の心を今一度、この岐阜の地から呼びかけたいものです。

(加藤 宏)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 川合 清和 野々村 清 中尾 勝

加藤 宏 山口 繁

■広告掲載社名

株式会社郷鉄工所／有限会社彦中産業

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用しております。)

社岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

「**集団扱**」自動車保険
3つのメリット

◎保険料が
最大10%もお得

◎ご契約時には
キャッシュレスで

◎お申し込み日
から安心



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損害保険株式会社

岐阜支店営業第3課 担当 吉本・鈴木 TEL <058> 253-9813

会員(企業)紹介

会社名 株式会社シルビオ
(旧社名 (株)春田ケミカル)
代表者 春田 絹江
所在地 岐阜県大垣市草道島町367番地の1
電話 0584-71-0572
F A X 0584-71-4637
創業 昭和43年3月2日
資本金 1000万円
従業員数 32名
<http://www.gifu21.com/haruta>



◆事業概要 (又は沿革)

昭和38年3月 岐阜県不破郡赤坂町にて土建業及び清掃業を創業
昭和43年3月 資本金500万円にて株式会社 春田組設立
平成5年3月 株式会社 春田ケミカルに社名変更
平成6年7月 資本金1000万円に増資
平成14年11月 株式会社 シルビオに社名変更

◆事業内容

- 産業廃棄物の収集・運搬
- 特別管理産業廃棄物の収集・運搬
- 一般廃棄物の処理業 (ごみ処理関係)
- 産業廃棄物処分業 (中間処理)
- 特別管理産業廃棄物の処分業 (中間処理)
- Licensed Lipp Co.Ltd.Partner

◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬【岐阜県】 11種類/燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
6種類/引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、(特管) 特定有害廃油、特定有害汚泥
【岐阜市】 12種類/燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
他に 愛知県、豊橋市、名古屋市、豊田市、三重県、石川県、金沢市、福井県、和歌山市、大阪府、大阪市、奈良県、奈良市、兵庫県、尼崎市、西宮市、東京都
中間処理【岐阜県】 10種類/汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
6種類/引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物 特定有害(特管) 廃油、特定有害汚泥



バイオガスプラント全景
(手前:エンジンルーム 中:バイオガスリアクター 奥:消化液タンク)

お知らせ

次号54号(平成15年3月31日付発行予定)に会員(企業)紹介の掲載をご希望されます方は事務局までご連絡ください。

会員(企業)紹介

会社名	株式会社マテリアル東海
代表者	代表取締役 丁 明夫
所在地	岐阜県益田郡下呂町三原544番地
電話	0576-24-2101
F A X	0576-24-2102
創業	平成7年6月
資本金	5,000万円
従業員数	23名



◆事業概要 (又は沿革)

- 平成7年6月 有限会社積水環境プランニングを設立
- 平成8年9月 産業廃棄物処理施設設置
- 平成10年9月 株式会社 積水環境プランニングに組織変更
- 平成12年3月 株式会社 マテリアル東海に改称
- 平成13年9月 リサイクリングアクトを建設
- 平成14年4月 産業廃棄物焼却処理施設改修完了、現在運転に至る

◆事業内容

- 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物・一般廃棄物 処分業 (中間処理)
- 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物・一般廃棄物 収集運搬業
- リサイクル業
- 家電リサイクル法許可業者

◆許可品目

【産業廃棄物】

中間処理【岐阜県】焼却：汚泥、廃プラスチック類、木くず、廃油、紙くず、がれき類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、繊維くず、動物のふん尿、動物系固形不要物。
破碎：がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、動植物性残さ、鋳さい、汚泥。
切断：紙くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類。
圧縮・切断：金属くず、廃プラスチック類、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず。

【特別管理産業廃棄物】

中間処理【岐阜県】焼却：感染性産業廃棄物、引火性廃油。

※その他許可

【岐阜県】

- ◇産業廃棄物収集運搬業 (17品目)
- ◇特別管理産業廃棄物収集運搬業 (10品目)

【岐阜市】

- ◇産業廃棄物収集運搬業 (10品目)

【名古屋市】

- ◇産業廃棄物収集運搬業 (11品目)

【長野県】

- ◇特別産業廃棄物収集運搬業 (1品目)

【下呂町】

- ◇一般廃棄物処分業
 - ◇一般廃棄物収集運搬業
- #### 【萩原町】
- ◇一般廃棄物収集運搬業



会員(企業)紹介

会社名	株式会社 丸大興業
代表者	大村 光 昭
所在地	岐阜県高山市下岡本町1795番地の1
電 話	0577-32-0574
F A X	0577-32-6465
創 業	昭和31年 9 月14日
資 本 金	1,000万円
従業員数	25名



◆事業概要 (又は沿革)

昭和31年 9 月 (有)丸大衛生社を創立
平成 7 年12月 社名を(株)丸大興業に変更

◆事業内容

- 産業廃棄物収集運搬
- 特別管理産業廃棄物の収集運搬
- 一般廃棄物の処理業 (ごみ処理関係)
- 〃 (し尿くみ取り収集運搬)
- し尿浄化槽清掃業
- 一般建設業

◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬 (積み替え保管を含まない)

【岐 阜 県】 廃プラスチック類・汚泥・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類、木くず・廃油・動植物性残さ・紙くず・燃え殻

[特別管理産業廃棄物]

収集運搬 (積み替え保管を含まない)

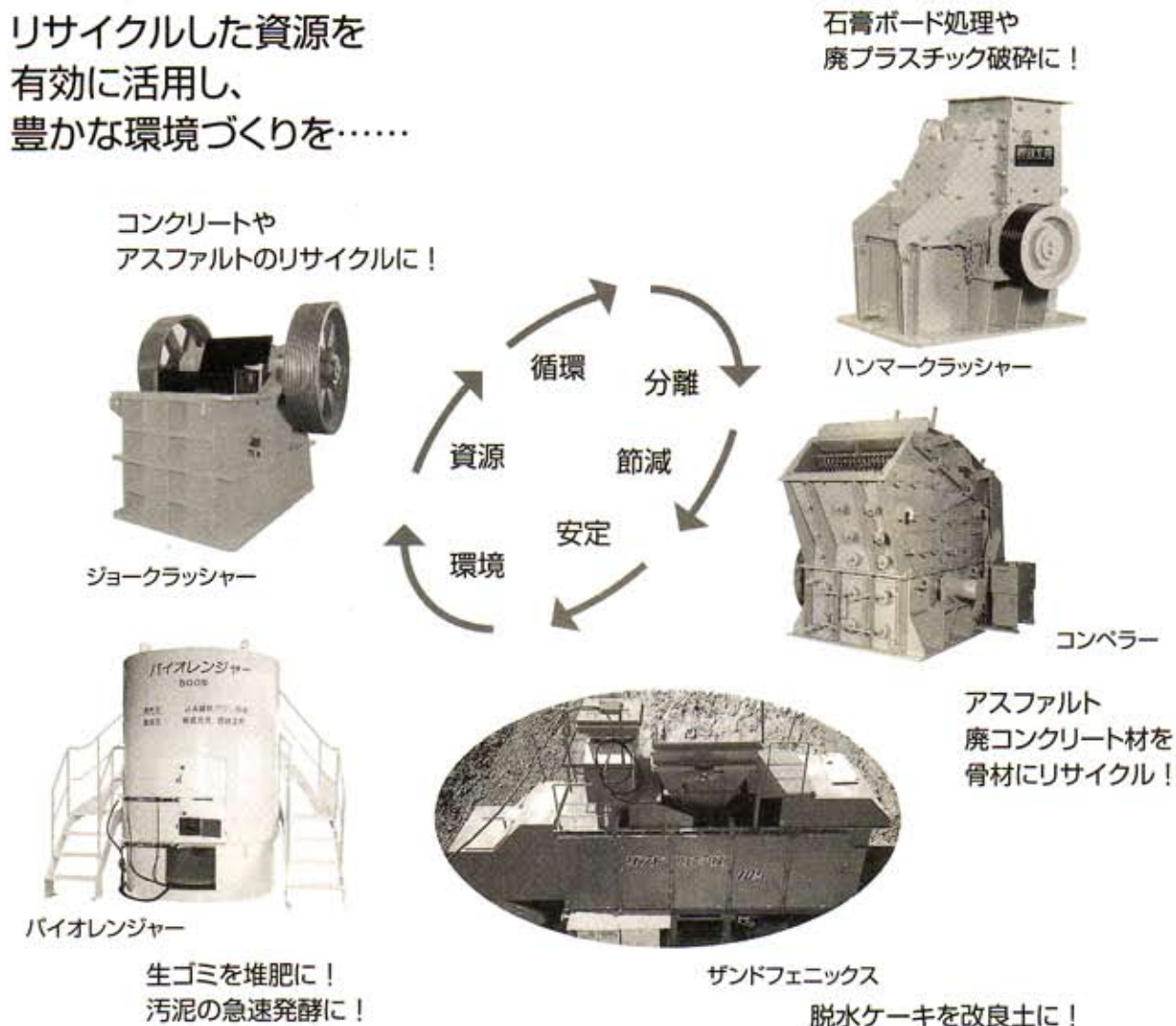
【岐 阜 県】 感染性産業廃棄物



冷たい処理から 熱い処理まで対応します。

- 各種破碎機(ジョークラッシャー、ハンマークラッシャー等) 処理量：10T～250T／日
- 発酵装置(汚泥・生ゴミ・畜糞等) 処理量：500kg～60T／日
- 焼却炉(木材・廃プラ・医療廃棄物等) 処理量：20kg～60T／日

リサイクルした資源を
有効に活用し、
豊かな環境づくりを……



GOH

株式会社 郷鉄互承

本社・工場

〒503-2122 岐阜県不破郡垂井町表佐58の2

TEL.0584-22-1122(代) FAX 0584-22-1129

URL: <http://www.gohiron.co.jp/>



協会のシンボルマーク

平成15年1月1日発行

第53号

編集
発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長 中本貞実

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozen>

印刷 共和印刷株式会社